

(証券コード 2676)
平成22年6月3日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目2番地
高千穂交易株式会社
代表取締役社長 戸 田 秀 雄

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、同封の保護シールをご貼付のうえ、平成22年6月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月25日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第59期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案： 剰余金の処分の件
- 第2号議案： 取締役6名選任の件
- 第3号議案： 監査役1名選任の件
- 第4号議案： 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takachiho-kk.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国経済の成長や各種経済対策の効果などを背景に、輸出や生産が増加し、つれて企業収益も徐々に持ち直してきていますが、依然として設備投資が低調であるほか、雇用・所得環境も厳しい状況が続くなど、自律性に乏しい展開となっています。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にあります。 「新規開拓」に主眼を据えた事業戦略の下、システム機器事業では、商品監視(万引き防止)システムの新規市場開拓や入店カウンターシステムなどとの複合販売の強化、市場ニーズを捉えた新規商材の早期投入を図るとともに、オフィス・工場施設向け入室管理システムの積極展開を進めてまいりました。他方、デバイス事業においては、売上総利益率の高い産業機器分野向け半導体や住宅設備機器市場向け機構部品などの販売において、付加価値提案を一層強化し、積極的な販売促進とともに収益性の向上を図ってまいりました。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高では、引き続き小売業を中心とした企業の設備投資が抑制されているほか、大手電機メーカー等でみられる生産の回復も、品目ごとのばらつきが大きく必ずしも一本調子とはいかない中であって、システム機器事業、デバイス事業、カスタマ・サービス事業いずれも前年実績を下回り、全体では前期比 33.9%減の 173 億 8 百万円となりました。

損益につきましては、付加価値提案型の営業が奏功したほか、電子商品類において利益率の低い大口案件が減少したことなどから、全体の売上総利益率は前期の 20.0%から 24.5%へと大幅に改善しました。また、昨年年初に立ち上げた特別プロジェクトの下で、役員・管理職の給与カットや在庫の圧縮など、引き続き販売費及び一般管理費の削減にも注力しました。しかしながら、上述した大幅な減収の影響が大きく、営業利益は前期比 42.2%減の 2 億 63 百万円、経常利益は前期比 53.3%減の 3 億 21 百万円、当期純利益は前期比 15.6%減の 1 億 48 百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

【売上高の内訳】

事業区分		当期売上高	構成比	前期比増減額	前期比増減率
		百万円	%	百万円	%
システム機器事業	セキュリティ	3,743	21.6	△1,836	△32.9
	情報ネットワーク	253	1.5	△203	△44.5
	メーリング	589	3.4	△330	△36.0
	その他	154	0.9	30	24.5
	計	4,741	27.4	△2,340	△33.1
デバイス事業	電子	7,404	42.8	△5,601	△43.1
	産機	3,305	19.1	△548	△14.2
	計	10,709	61.9	△6,150	△36.5
カスタム・サービス事業		1,857	10.7	△368	△16.6
合計		17,308	100.0	△8,859	△33.9

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

【システム機器事業】

システム機器事業の売上高は前期比33.1%減の47億41百万円、営業利益は前期比93.0%減の21百万円となりました。

セキュリティ商品類は、アミューズメント市場の開拓が進展したほか、輸出向け製品に内蔵される防犯タグの販売が好調に推移しましたが、GMS(総合スーパーマーケット)など大手顧客における設備投資抑制の影響が大きく、売上高は前期比32.9%減の37億43百万円となりました。

情報ネットワーク商品類は、システム更新の先送りなど企業の設備投資抑制の影響を受け、売上高は前期比44.5%減の2億53百万円となりました。

メーリング商品類は、大手顧客へのメールインサーティング・システム(封入封緘機)の販売が一巡したことなどから、売上高は前期比36.0%減の5億89百万円となりました。

その他の商品類は、将来に向けた育成事業として推進中の「RFID図書館システム」が公立図書館などで採用されたことを主因に、売上高は前期比24.5%増の1億54百万円となりました。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は前期比36.5%減の107億9百万円、営業利益は前期比7.6%減の5億27百万円となりました。

電子商品類は、大手電機メーカーでの採用の拡がりを受けて、携帯電話向け小型マイクの販売が好調に推移しましたが、これまで売上構成比が高かった無線LAN向けやデジタルカメラ向け半導体などの販売が大きく減少したことなどから、売上高は前期比43.1%減の74億4百万円となりました。

産機商品類は、複数の住宅設備機器メーカーに対してIHクッキングヒーター向け機構部品の横展開が進みましたが、設備投資抑制の影響でOA機器向けやオフィス家具向け機構部品の販売が大きく減少したことなどから、売上高は前期比14.2%減の33億5百万円となりました。

【カスタマ・サービス事業】

カスタマ・サービス事業は、商品監視システムを中心とした納入・設置案件の減少や保守契約の更新の見送りなどの影響により、売上高は前期比16.6%減の18億57百万円となりましたが、設置工事に係る施工管理の効率化や料金体系の見直しなど、外注コストを中心に原価の低減に努めた結果、営業利益は前期比18.2%増の3億25百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社は、(株)みずほコーポレート銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、「安全・安心・快適」、「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、平成 23 年 3 月期を最終事業年度とした「中期経営計画 2007」を定め、その実現に取り組んでまいりました。しかしながら、米国の金融危機に端を発した世界的かつ急激な経済環境の変化を踏まえ、経営環境を見極めた上で新たな「中期経営計画」を策定すべく、準備を進めているところであります。

このような状況の中で、当社が今まさに注力すべき経営課題は、「厳しい環境下においても、企業の持続的成長と将来展望が可能な利益を確保し、将来大きく飛躍するための基盤を整えること」であると認識しております。

上記基本認識のもと、当社グループでは、厳しい環境下においても利益成長ができる企業への変貌を目指し、「収益基盤の再構築」を図るとともに、成長戦略の一環として、「新規(事業・市場・商品)の創出」に総力を挙げて取り組んでまいります。

そのために対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

- (1) 内外競争を勝ち抜くための付加価値創造力の強化
- (2) 中国を中心とした海外市場を見据えた事業展開
- (3) 新規事業、新規市場、新規商品の発掘・立ち上げ
- (4) 徹底的なコスト削減・業務効率改善の推進
- (5) C S R 経営の推進及び内部統制の確立を通じたコーポレート・ガバナンスの強化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第56期 (平成19年3月期)	第57期 (平成20年3月期)	第58期 (平成21年3月期)	第59期 (平成22年3月期)
売上高(百万円)	30,296	32,938	26,167	17,308
経常利益(百万円)	1,448	1,210	688	321
当期純利益(百万円)	875	240	176	148
1株当たり当期純利益(円)	88.30	23.97	17.45	14.7
総資産(百万円)	20,187	19,540	17,376	17,369
純資産(百万円)	13,781	13,632	13,494	13,448

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 第56期(平成19年3月期)は、電子商品類を中心としたデバイス事業の好調を受け、売上高は大幅増収となりました。これに伴い、売上総利益率は低下しましたが、増収効果がこれを補い、経常利益は増益となり、当期純利益も増益となりました。
- 第57期(平成20年3月期)は、前期に引き続きデバイス事業が好調を持続し、売上高は増収となりました。しかしながら、売上高増加に伴う経費の増加や中長期的成長に向けた人員の増加などから、販売費及び一般管理費が増加し、経常利益は減益となりました。また、遊休土地にかかる繰延税金資産の取崩しを行った影響のほか、投資有価証券評価損を計上したことなどから、当期純利益は大幅減益となりました。
- 第58期(平成21年3月期)は、世界経済の後退等を背景に、デバイス事業、システム機器事業において、それぞれ主力の電子商品類、セキュリティ商品類の販売が振るわず大幅な減収となりました。損益については、付加価値提案の強化などが奏功し、売上総利益率は改善したものの、大幅な減収の影響が大きく、各利益とも減益となりました。
- 第59期(平成22年3月期)は、前記「1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスキューブ	100百万円	100%	電子機器による盗難防止・防犯管理システムの開発・製造及び販売
高千穂コムテック株式会社	80百万円	100%	メーリングシステムの輸出入、販売及び保守
ジェイエムイー株式会社	12百万円	100%	電子部品及び機構部品の輸出入、販売
TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.	715千香港ドル	100%	電子部品、機構部品及びセキュリティ機器の販売
提凱貿易(上海)有限公司	1百万人民币	100%	電子部品及び機構部品の販売

- (注) 提凱貿易(上海)有限公司は、当社100%出資子会社であるTAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. の100%出資の子会社であるため、上記議決権比率は間接所有であります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

現在取扱っている商品は、セキュリティシステム・情報ネットワークシステム・メーリングシステム・その他エレクトロニクス応用機器及びアプリケーション・ソフトウェアならびに半導体・電子部品及び機構部品等であります。

事業の種類別セグメントと商品との関連を表にすると、次のとおりであります。

区分	主な事業の内容	主な会社
システム機器事業		
セキュリティ商品類	商品監視システム(万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等)、映像監視システム、入退室管理システム等の販売、各種システム設計・構築	当社 ㈱エスキューブ
情報ネットワーク商品類	企業ネットワーク機器(LANスイッチ、ネットワークアクセス機器、負荷分散装置等)、ネットワークセキュリティ関連機器(VPN&ファイアウォール、リモートアクセス装置等)等の販売、各種システム設計・構築	当社
メーリング商品類	メールインサートティング・システム(封入封緘機)、インクジェットイメージング・システム及び封入封緘運用総合管理システム等の販売、各種システム設計・構築	高千穂 コムテック㈱
その他商品類	その他システム機器等(RFID図書館システム等)の販売	当社
デバイス事業		
電子商品類	アナログICを中心としたヒューマンインターフェイスを構成する加速度センサなどの各種センサ及び通信用ICの販売	当社
		ジェイエムイー㈱
		TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海) 有限公司
産機商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社
		ジェイエムイー㈱
		TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海) 有限公司
カスタマ・サービス事業	システム機器事業商品類に関する据付及び保守・システム設計・システム運用受託・ネットワーク不正侵入予知等サービス	当社
		高千穂 コムテック㈱

(注) 商品・専門語等用語について

1. セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
2. LANスイッチ：複数のLANを接続する機器。
3. 負荷分散装置：サーバーの処理負荷を分散させる装置。
4. VPN(Virtual Private Network)：公衆網を専用網のように利用できるサービスの総称。仮想閉域網または仮想私設網。
5. 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。
6. RFID図書館システム：ICチップを蔵書に貼付け、貸出・返却業務の迅速化・自動化、棚卸管理の効率化を実現するシステム。
7. スライドレール：ボールベアリングを組込んだ金属製のレールで、使うことにより小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
8. ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの(例：自動車のハッチバックの開閉に使用)。
9. ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

8. 主要な事業所

(1) 当社

① 本社(東京都新宿区)

② 支店

大阪支店(大阪市北区)

名古屋支店(名古屋市中村区)

③ 営業所

札幌営業所(札幌市)

九州営業所(福岡市)

北関東営業所(埼玉県熊谷市)

(注) 上記営業所のうち、北関東営業所は、平成22年6月30日をもって閉鎖する予定です。

④ 海外駐在員事務所 米国(SAN MATEO, CA)

(2) 株式会社エスキューブ

本社 東京都千代田区

(3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

(4) ジェイエムイー株式会社

本社 東京都新宿区

(5) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.

本社 中国 香港

(6) 提凱貿易(上海)有限公司

本社 中国 上海

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
システム機器事業	121
デバイス事業	109
カスタマ・サービス事業	64
全社共通	55
合計	349

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
296名	△19名	36.1歳	11.2年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者25名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入残高はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,140,300株(うち自己株式 26,214株)
3. 単元株式数 100株
4. 株 主 数 12,044名
5. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 マ ー ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ	804,000株	7.94%
セ コ ム 株 式 会 社	450,000	4.44
栃 本 京 子	417,800	4.13
日 立 オ ー ト モ テ ィ ブ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	380,000	3.75
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	300,600	2.97
株 式 会 社 マ ー ス テ ク ノ サ イ エ ン ス	265,000	2.62
山 村 秀 彦	264,100	2.61
佐 々 木 豊 実	260,000	2.57
竹 田 和 平	260,000	2.57
今 福 邦 彦	259,200	2.56

(注) 上記持株比率は、自己株式(26,214株)を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。

6. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

- (1) 新株予約権の数
98個
- (2) 目的となる株式の種類及び数
普通株式 147,000株(新株予約権1個あたり1,500株)
- (3) 取締役、その他の役員の有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第3回(1,108円)	平成19年7月1日 ～平成22年6月30日	3個	1名
社外監査役	第3回(1,108円)	平成19年7月1日 ～平成22年6月30日	4個	1名
	第6回(1,014円)	平成23年8月1日 ～平成26年7月31日	8個	2名

2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

- (1) 対象者の人数
当社従業員 42名
- (2) 発行した新株予約権の数
52個
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 78,000株(新株予約権1個あたり1,500株)
- (4) 新株予約権の発行価額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (5) 新株予約権の行使価額
1個あたり1,521,000円(1株あたり1,014円)
- (6) 新株予約権の行使期間
平成23年8月1日～平成26年7月31日
- (7) その他新株予約権の行使条件
 - ① 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
 - ② 新株予約権の第三者への譲渡、質入、その他一切の処分は認めないものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。また、新株予約権者が当社の役員または従業員の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。
 - ④ 上記の他、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定める。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成19年6月26日開催の第56回定時株主総会決議に基づき平成19年8月16日にストックオプションとして当社取締役及び従業員に対して発行した第4回新株予約権及び第5回新株予約権のうち、第5回新株予約権3個(当社普通株式4,500株)を除く全てを、平成22年2月5日に無償で取得し、同日消却いたしました。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	重要な兼職の状況
山村秀彦	代表取締役会長	
戸田秀雄	代表取締役社長	
小原敬一	取締役	
赤堀寛人	取締役	
田代守彦	取締役	船井電機株式会社 社外取締役 株式会社イノアックコーポレーション 社外取締役
石坂文人	取締役	芙蓉総合リース株式会社 社外監査役 東京建物株式会社 社外監査役
武智良泰	常勤監査役	
柴崎伸雄	監査役	税理士 ガンプロ株式会社 社外監査役 株式会社エイワ 社外監査役 手塚プロダクション株式会社 社外監査役
小海正勝	監査役	弁護士 日本風力開発株式会社 社外監査役
石原良一	監査役	公認会計士

- (注) 1. 取締役 田代守彦、石坂文人の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 柴崎伸雄、小海正勝、石原良一の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 柴崎伸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役 石原良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役 田代守彦氏は、上記重要な兼職先である船井電機株式会社の社外取締役を、平成21年6月17日をもって退任しております。
 5. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。当期末における執行役員は次のとおりであります。

執行役員

氏名	会社における地位	担当業務
山村秀彦	会長執行役員	
戸田秀雄	社長執行役員	営業本部長
小原敬一	常務執行役員	営業本部システムセグメント担当
山本茂	常務執行役員	営業本部デバイスセグメント担当
赤堀寛人	執行役員	大阪支店長、支店担当
広木邦昭	執行役員	管理担当
横戸憲一	執行役員	営業本部電子事業部長

6. 平成22年4月1日付で執行役員の体制を次のとおり変更いたしました。

氏 名	会社における地位	担 当 業 務
戸 田 秀 雄	社 長 執 行 役 員	営業本部長
山 本 茂	常 務 執 行 役 員	営業本部デバイスセグメント担当
赤 堀 寛 人	執 行 役 員	大阪支店長、支店担当
小 原 敬 一	執 行 役 員	新規事業推進室長
広 木 邦 昭	執 行 役 員	経営システム本部長
横 戸 憲 一	執 行 役 員	営業本部電子事業部長
平 山 英 樹	執 行 役 員	営業本部システムセグメント担当
平 田 嘉 昭	執 行 役 員	営業本部産機事業部長
市 川 陽 三	執 行 役 員	営業本部デバイスセグメント担当

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	95,663千円 (13,064千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	29,508千円 (15,468千円)
合 計	10名	125,172千円

- (注) 1. 上記支給額には、平成19年7月24日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役4名に付与した新株予約権1,463千円を含んでおります。
2. 上記支給額には、平成21年7月17日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして監査役2名に付与した新株予約権528千円を含んでおります。
3. 上記支給額のほか、平成19年6月26日開催の第56回定時株主総会において承認可決された取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給決議に基づき、退職慰労金を各取締役及び監査役の退任時に支払う予定であります。その支給額は、当事業年度中に支払った退任取締役1名分を含め、総額186,392千円（取締役4名に対し185,517千円、社外監査役1名に対し875千円）であります。（過年度の事業報告において、役員退職慰労引当金の繰入額として開示した額を除いております。）
4. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 田代守彦

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(2) 取締役 石坂文人

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(3) 監査役 柴崎伸雄

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、また、監査役会15回のうち14回に出席しており、税理士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(4) 監査役 小海正勝

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回、監査役会15回全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(5) 監査役 石原良一

① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査役会15回のうち14回に出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

32,520千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,520千円

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
- ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にCSR推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
- ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を適切に保存・管理する。
- ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク（不確実性）に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
- ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。

- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①「高千穂取引グループCSR憲章」「高千穂取引グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
 - ② 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
 - ③ 子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
 - ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
 - ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
 - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
 - ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年11月6日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入して以降、平成20年6月26日開催の当社第57回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、これを運用してまいりましたが、上記対応策の有効期間が本総会終結の時までとなっていることから、本総会第4号議案において、その継続の可否を株主の皆様にお諮りしております。詳細は末尾の株主総会参考書類44ページ以下をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,322,794	流動負債	2,944,991
現金及び預金	6,093,798	支払手形及び買掛金	2,107,493
受取手形及び売掛金	5,095,049	未払法人税等	98,642
有価証券	660,192	賞与引当金	243,596
商品及び製品	3,012,474	役員賞与引当金	5,552
繰延税金資産	234,170	その他	489,706
その他	238,354	固定負債	975,612
貸倒引当金	△11,244	長期未払金	126,286
固定資産	2,046,481	退職給付引当金	772,853
有形固定資産	608,949	役員退職慰労引当金	8,299
建物及び構築物	40,718	その他	68,174
土地	457,188	負債合計	3,920,604
その他	111,041	(純資産の部)	
無形固定資産	62,214	株主資本	13,410,348
ソフトウェア	48,275	資本金	1,193,814
電話加入権	10,952	資本剰余金	1,156,397
その他	2,986	利益剰余金	11,078,588
投資その他の資産	1,375,317	自己株式	△18,451
投資有価証券	632,671	評価・換算差額等	33,517
繰延税金資産	404,903	その他有価証券評価差額金	80,518
その他	356,576	為替換算調整勘定	△47,001
貸倒引当金	△18,833	新株予約権	4,805
		純資産合計	13,448,670
資産合計	17,369,275	負債及び純資産合計	17,369,275

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,308,368
売上原価		13,062,371
売上総利益		4,245,996
販売費及び一般管理費		3,982,012
営業利益		263,983
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,499	
為替差益	32,456	
その他営業外収益	11,064	61,020
営業外費用		
支払利息	1,888	
その他営業外費用	1,441	3,329
経常利益		321,675
特別利益		
投資有価証券売却益	1,041	
新株予約権戻入益	35,316	36,357
特別損失		
固定資産除却損	3,809	
投資有価証券売却損	4,342	
投資有価証券評価損	19,168	
事務所移転費用	14,016	41,336
税金等調整前当期純利益		316,696
法人税、住民税及び事業税	110,075	
法人税等調整額	57,706	167,782
当期純利益		148,913

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	1,193,814	1,156,385	11,192,645	△18,199	13,524,645
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△262,970		△262,970
当期純利益			148,913		148,913
自己株式の取得				△287	△287
自己株式の処分		11		35	47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	11	△114,057	△252	△114,297
当 期 末 残 高	1,193,814	1,156,397	11,078,588	△18,451	13,410,348

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
前 期 末 残 高	△12,790	△49,083	△61,874	31,467	13,494,238
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			—		△262,970
当期純利益			—		148,913
自己株式の取得			—		△287
自己株式の処分			—		47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	93,308	2,082	95,391	△26,661	68,729
当期変動額合計	93,308	2,082	95,391	△26,661	△45,567
当 期 末 残 高	80,518	△47,001	33,517	4,805	13,448,670

連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 …… 5社

連結子会社の名称 …… (株)エスキューブ
高千穂コムテック(株)
ジェイエムイー(株)
TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.
提凱貿易(上海)有限公司

② 非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

a. 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの ……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの ……総平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産

……当社は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 …… 当社及び一部の連結子会社の工具器具備品
(リース資産を除く) は定額法、当社の建物、構築物及び車両運搬具ならびに一部の連結子会社の有形固定資産は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具器具備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

(ロ) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金 …… 役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- (ニ) 退職給付引当金 …… 従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。
また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。
- (ホ) 役員退職慰労引当金 …… 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。
- ④ 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準
…… 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑤ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
…… 当連結会計年度末までの進捗部分については成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
- ⑥ 消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準に該当する工事がないため、これによる損益に与える影響はありません。

(「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3))の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額…… 541,015千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,140,300株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	141,600	14円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年11月6日 取締役会	普通株式	121,370	12円00銭	平成21年9月30日	平成21年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	121,369	12円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 60,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に従い軽減を図っております。為替の変動リスクについては、外国為替取扱要領に従い実需取引に基づき為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業に関連する株式であります。市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。満期保有目的の債券は資金管理取扱要領に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	6,093,798	6,093,798	—
②受取手形及び売掛金	5,095,049	5,095,049	—
③有価証券及び投資有価証券			
(イ)満期保有目的の債券	500,000	500,000	—
(ロ)その他有価証券	727,428	727,428	—
④支払手形及び買掛金	(2,107,493)	(2,107,493)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額 65,434 千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券(ロ)その他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,329円22銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	14円72銭

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,715,300	流動負債	2,521,918
現金及び預金	5,459,375	支払手形	408,297
受取手形	855,011	買掛金	1,443,431
売掛金	3,768,219	リース債務	2,835
有価証券	660,192	未払金	217,601
商品及び製品	2,514,118	未払法人税等	14,000
前払費用	135,359	前受金	213,451
繰延税金資産	205,489	賞与引当金	201,103
その他流動資産	123,178	その他流動負債	21,197
貸倒引当金	△5,643	固定負債	894,889
固定資産	2,317,684	リース債務	6,329
有形固定資産	606,408	長期未払金	126,286
建物	29,627	退職給付引当金	745,855
構築物	10,996	預り保証金	16,417
車両運搬具	1,927	負債合計	3,416,807
工具器具備品	98,342	(純資産の部)	
土地	457,188	株主資本	12,530,853
リース資産	8,325	資本金	1,193,814
無形固定資産	58,080	資本剰余金	1,156,397
電話加入権	8,161	資本準備金	1,156,268
施設利用権	2,696	その他資本剰余金	128
ソフトウェア	33,242	利益剰余金	10,199,093
その他無形固定資産	13,980	利益準備金	198,875
投資その他の資産	1,653,195	その他利益剰余金	10,000,218
投資有価証券	632,671	別途積立金	9,395,000
関係会社株式	297,619	繰越利益剰余金	605,218
長期貸付金	8,000	自己株式	△18,451
会員権	23,880	評価・換算差額等	80,518
敷金・保証金	301,223	その他有価証券評価差額金	80,518
繰延税金資産	389,736	新株予約権	4,805
その他投資金	18,178	純資産合計	12,616,177
貸倒引当金	△18,115	負債及び純資産合計	16,032,985
資産合計	16,032,985		

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,537,939
売 上 原 価		12,187,443
売 上 総 利 益		3,350,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,298,057
営 業 利 益		52,438
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	117,335	
為 替 差 益	31,755	
そ の 他 営 業 外 収 益	11,055	160,146
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,260	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,409	2,670
経 常 利 益		209,915
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,041	
新 株 予 約 権 戻 入 益	35,316	36,357
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,806	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,342	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19,168	
事 務 所 移 転 費 用	8,353	35,669
税 引 前 当 期 純 利 益		210,603
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,515	
法 人 税 等 調 整 額	57,267	64,782
当 期 純 利 益		145,820

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
				別途積立金	繰越利益剰余金	
前 期 末 残 高	1,193,814	1,156,268	116	198,875	9,595,000	522,368
当 期 変 動 額						
別途積立金の取崩					△200,000	200,000
剰余金の配当						△262,970
当期純利益						145,820
自己株式の取得						
自己株式の処分			11			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	11	—	△200,000	82,849
当 期 末 残 高	1,193,814	1,156,268	128	198,875	9,395,000	605,218

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
前 期 末 残 高	△18,199	12,648,244	△12,790	31,467	12,666,921
当 期 変 動 額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△262,970			△262,970
当期純利益		145,820			145,820
自己株式の取得	△287	△287			△287
自己株式の処分	35	47			47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	93,308	△26,661	66,647
当期変動額合計	△252	△117,390	93,308	△26,661	△50,743
当 期 末 残 高	△18,451	12,530,853	80,518	4,805	12,616,177

個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……総平均法による原価法を採用しております。
- ② 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。
- ③ その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

- (2) たな卸資産の評価基準及び……移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、構築物及……定率法を採用しております。

車両運搬具 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物 10年～50年

 また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

 工具器具備品……定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

 工具器具備品 2年～20年

 また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3

年)によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌期より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

(7) 重要な会計方針の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第 15 号 平成 19 年 12 月 27 日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 18 号 平成 19 年 12 月 27 日)を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準に該当する工事がいないため、これによる損益に与える影響はありません。

(「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その 3)の適用)

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その 3)」(企業会計基準第 19 号 平成 20 年 7 月 31 日)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……	502,062千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務……短期金銭債権	478,373千円
……長期金銭債権	8,000千円
……短期金銭債務	34,404千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高………	売 上 高	1,843,393千円
	仕 入 高	130,590千円
	営業取引以外の取引高	20,144千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	26,214株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
土地評価損	339,200千円
退職給付引当金	298,342千円
有価証券評価損	125,803千円
賞与引当金	80,441千円
長期未払金	50,514千円
商品評価損	41,351千円
その他	174,864千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産小計	1,110,518千円
評価性引当額	△461,613千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産合計	648,904千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	53,679千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債合計	53,679千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産の純額	595,225千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具器具備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	145,273千円
減価償却累計額相当額	99,363千円
<hr/>	<hr/>
期末残高相当額	45,909千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	28,732千円
1年超	21,161千円
<hr/>	<hr/>
合計	49,894千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	高千穂コムテック(株)	所有 直接100%	役員の兼任、 メーカー機器の 販売及び保守	メーカー機器の 販売及び保守(注)	455,990	売掛金	191,005

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額…………… | 1,246円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益…………… | 14円42銭 |

独立監査人の監査報告書

平成22年5月18日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉 邦路 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 通子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月18日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 邦 路 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千 葉 通 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び会社法施行規則第118条第3号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月21日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 武 智 良 泰 ㊟

社外監査役 柴 崎 伸 雄 ㊟

社外監査役 小 海 正 勝 ㊟

社外監査役 石 原 良 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合における配当総額は、121,369,032円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案：取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	山村 秀彦 (昭和21年1月31日生)	昭和45年3月 当社入社 昭和57年6月 当社取締役電子産業機器本部長 平成5年4月 当社常務取締役経営企画室長 平成8年6月 当社取締役副社長 平成11年6月 当社代表取締役副社長 平成12年4月 当社代表取締役社長 平成18年4月 当社代表取締役会長(現任)	264,100株
2	戸田 秀雄 (昭和25年2月1日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役セキュリティ事業部長 平成15年4月 当社常務取締役セキュリティ事業本部長 平成16年4月 当社常務取締役システムソリューション事業本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員システムソリューション事業本部長 平成18年4月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員(現任)	34,820株
3	小原 敬一 (昭和25年8月26日生)	昭和48年4月 株式会社東芝入社 平成9年7月 Ennovate Networks, Inc. President 平成14年3月 ファブソリューション株式会社 代表取締役社長 平成15年9月 当社入社 平成18年4月 当社常務執行役員システムソリューション事業本部長兼カスタマサービス事業部長 平成19年6月 当社取締役 兼 常務執行役員システムソリューション事業本部長 平成22年4月 当社取締役 兼 執行役員新規事業推進室長(現任)	16,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	※ 広木 邦昭 (昭和25年11月29日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役大阪支店長 平成11年4月 当社取締役システム事業本部長 平成13年4月 当社取締役デバイス事業本部産機事業部長 平成20年6月 高千穂コムテック株式会社代表取締役社長 平成21年6月 当社執行役員管理担当 平成22年4月 当社執行役員経営システム本部長(現任)	28,320株
5	田代 守彦 (昭和13年4月16日生)	昭和36年4月 東洋棉花株式会社(旧：株式会社トーマン、現：豊田通商株式会社)入社 平成3年6月 株式会社トーマン 取締役 平成12年4月 同 取締役社長 平成18年6月 当社取締役(現任) <重要な兼職の状況> 株式会社イノアックコーポレーション 社外取締役	2,100株
6	石坂 文人 (昭和22年1月1日生)	昭和45年4月 株式会社富士銀行入行 平成10年6月 同 取締役 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス常務執行役員 平成14年4月 同 専務執行役員 平成15年6月 日本カーリット株式会社取締役副社長 平成18年6月 当社取締役(現任) <重要な兼職の状況> 東京建物株式会社 社外監査役	1,700株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田代守彦、石坂文人の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田代守彦、石坂文人の両氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を、当社の経営に活かしていただくためであります。
5. 田代守彦、石坂文人の両氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第32条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。これに基づき、社外取締役候補者である田代守彦、石坂文人の両氏につきまして、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ①社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案：監査役1名選任の件

監査役 武智良泰氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
武智良泰 (昭和26年1月3日生)	昭和48年5月 当社入社 平成8年4月 当社名古屋支店長 平成11年6月 当社取締役カスタマ・サービス事業本部長 平成14年4月 当社取締役ネットワークソリューション事業本部長 平成18年6月 当社監査役(現任)	33,880株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案：当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

当社は、平成19年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(文末注1)の議決権割合(文末注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)への対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入して以降、平成20年6月26日開催の当社第57回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、これを運用してまいりましたが、本プランの有効期間は、平成22年6月25日開催予定の当社第59回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなっております。

当社は、情勢の変化等も踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして本プランについて更なる検討を進めてまいりました。その結果、平成22年5月21日開催の当社取締役会において、本プランを継続することを決定いたしました。つきましては、本プランの継続につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの継続にあたり、法令の改正等を踏まえ、一部改定を行っておりますが、基本的なスキームについての変更はございません。

1. 当社における企業価値ひいては株主共同の利益向上に関する取組み

(1) 企業理念と経営の基本姿勢

当社は独立系技術商社として、創業以来『創造』を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。創業から58年を通して「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

その成果として、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

(2) 当社が独立系商社であり続ける理由

当社は、事業系列や他の資本系列に属さない独立系技術商社のメリットを企業活力とし、成長の原動力としてまいりました。当社が海外の有力メーカーと国内の有力顧客を結ぶことは、商社として当然の役割と言えますが、独立が故に系列の制約から離れ、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達な先端商材・サービスの探求・調達ができ、ダイナミックな事業活動を行ってまいりました。これらの独立系技術商社としての諸活動は、市場及び仕入

先、顧客から広く信頼・支持され、今日の当社が誇る事業資源(取引先、人、もの、情報、技術など)を形成しており、将来に向けた成長の力であります。

(3) 当社の事業開拓及びサプライヤー

当社は事業開拓を得意とします。これは、当社の各事業のいずれも、先端商材・技術をいち早く日本の市場に紹介・提供してまいりましたが、先端でいち早い故に、先駆者として常に、販売体制から顧客支援体制、そして技術保守体制を自ら構築してまいりました。創業時の会計機や電子計算機をはじめとして、今日の事業である商品監視システムやネットワークシステム及びメーリングシステム、そしてデバイス事業など、多くの分野にわたり、特徴ある経営手法を築いてまいりました。

当社事業力の源泉は、独立系企業として、優れた人材と事業ノウハウを駆使して迅速かつ闊達に先端技術商材を開拓できることと、その活動を支える社風にあります。それ故に、今日までの厳しい事業環境を経て、当社が蓄積してまいりました各事業分野に熟練した人材や情報・技術ノウハウなどを使い、今後とも長期に亘り、海外の先端商材をいち早く市場に提供し続け、お客様の事業競争に貢献できるものと考えております。

加えて、当社は、調達先である海外の有力サプライヤーと日本市場を繋ぐ役割を十分果たすとともに、技術商社である当社が長きに亘り築いてまいりました独自の技術サポート体制は、お客様が信頼して先端商品・技術を導入していただける重要な評価要素であります。それ故に、有力サプライヤーは、前述いたしました当社独自の事業体制の活用やパートナー関係の継続を期待し、当社以外への契約継承や競業サプライヤー製品の取扱いの無い、強い取引関係を長年継続し、現在のパートナー関係を築いております。

この評価と信頼関係に裏打ちされた当社、そしてお客様、サプライヤーを結ぶ共栄関係は、当社が業界で優位性ある事業活動を維持拡大できた要因であるとともに、将来に向けた持続的な貢献も要請されております。これからも、より発展的な関係を構築することが、当社の企業価値向上に大きく貢献するものと考えております。

(4) 中期的な企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、上述した事業体制を維持強化することが、独立系商社として当社が有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値・株主共同の利益の源泉と考えます。

現在、当社は、「安全・安心・快適」をキーワードに、「ビジネスセキュリティ」を中期的事業コンセプトとする事業構造及び収益構造改革に取り組んでおります。また、昨今の経済情勢の悪化により、当社グループを取り巻く事業環境が厳しさを増す中、「厳しい環境下に

においても、企業の持続的成長と将来展望が可能な利益を確保し、将来大きく飛躍するための基盤を整えること」を念頭に、「収益基盤の再構築」を図るとともに、成長戦略の一環として、「新規(事業・市場・商品)の創出」に総力を挙げて取り組んでおります。

これにより、当社グループは競争力ある高収益体質と強固な財務体質の地歩を築きながら、事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に一層邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダー(利害関係者)から信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

2. 本プランの基本的な考え方

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動・経済の活性化を否定するものではありません。当社は上場会社として、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社に対し、大規模買付行為又はこれに関する提案がなされた場合には、当社株主の皆様は、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為又は提案の企業価値ひいては株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があります。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うことなどの当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、①大規模買付者がこの大規模買付ルールの遵守しない場合、②あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

なお、大規模買付行為の企業価値ひいては株主共同の利益への影響、並びに本プランに基づく対抗措置の発動について、当社取締役会判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等で構成する独立委員会を設置しております。「独立委員会規則の概要」は別紙1をご参照ください。本プラン継続時の委員候補は別紙2のとおりであります。

3. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。大規模買付ルールの流れは以下のとおりです。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者は、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。)
- ③ 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。))及びその算定根拠等を含みます。))及び買付資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- ⑥ 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」(当社所定書式により日本語を正本とします。)をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただくとともに、大規模買付ルールに従っていただく旨の誓約を記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。しかしながら、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(2) 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、

① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には60日間

② 上記以外の大規模買付行為の場合には90日間

を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」(いずれも初日不算入)といいます。)として与えられるべきものと考えます。ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長が必要なときは、最大30日間の延長ができるものとします。その場合、延長期間及び当該延長期間が必要な具体的理由を大規模買付者等に通知するとともに、株主の皆様を開示いたします。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されることとなります。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下の要件のいずれかに該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、後記する新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいて

は株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会がその時点で相当と認められるものを選択決定します。

具体的対抗措置として「新株予約権無償割当て」を行う場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。

他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受けられる機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に止め、原則として、対抗措置はとらないこととします。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、①大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合、②企業価値ひいては株主共同の利益を損なう場合であると、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、4.(1)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう場合に該当するものと考えます。

① 次の(イ)から(ニ)までに掲げる行為等により企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(イ) 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取

りを要求する行為

- (㊦) 会社を一時的に支配して、会社の重要な事業や資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (㊧) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (㊨) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的の二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- ③ 大規模買付者による支配権取得により、お客様・サプライヤー・従業員・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合
- ④ 買付の条件(対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実現可能性、買付け後における当社のお客様・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

(3) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者に対して対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者など有識者を対象として選任するものとします。なお、本プラン継続時の独立委員会委員候補者の氏名及び略歴は別紙2のとおりであります。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。

独立委員会は、当社取締役会から独立した組織とし、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど)から助言を受けたり、当社経営陣や従業員等から必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

(4) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、対抗措置の発動に関する決議を行うものとしますが、独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合や対抗措置の発動に関して独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に鑑みて疑問があると判断する場合など、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様判断していただくべきと判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するために、実務的に可能な範囲で速やかに株主総会招集の決議をいたします。

この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものといたします。なお、当社取締役会が対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、速やかに当該事実及びその理由を開示いたします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が対抗措置を講ずる決定をした後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、当社取締役会において、新株予約権無償割当てが決議され、または新株予約権無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 当社株主の皆様等に与える影響等

(1) 本プランの継続時に株主の皆様等に与える影響

本プラン継続時点においては、株主の皆様等の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。例えば、対抗措置等として想定する新株予約権無償割当て自体は行われません。

(2) 本プランによる対抗措置の発動により株主の皆様等に与える影響

本プランによる対抗措置の発動によって、当社株主の皆様等(大規模買付者を除きます。)が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとること

を決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

例えば、当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを決議した場合には適時適切な開示を行います。この場合における新株予約権の無償割当対象者及び新株予約権の行使に必要な手続きは以下のとおりです。

なお、当社は、新株予約権無償割当ての基準日や新株予約権無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

① 新株予約権無償割当ての対象者

当社取締役会が対抗措置を發動し、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使の手続き

新株予約権者が新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に申込みをしていただくとともに、一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることとなった際に、法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。ただし、大規模買付者及びその共同保有者並びにそれらの特別関係者等は行使できません。

6. 本プランの有効期限及び廃止等

(1) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成24年6月開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。当社取締役会は、その時点において本プランを継続することが適当と決定した場合には、その旨を速やかにお知らせし、当該定時株主総会において、株主の皆様は継続の可否をお諮りすることとしております。

なお、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本プランを随時見直していく所存です。

(2) 本プランの廃止等

本プランはその有効期間中であっても、当社の株主総会又は取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によって、これを廃止させることができます。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正若しくは廃止する場合があります。

7. 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、前述2.「本プランの基本的な考え方」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、前述6. (1)「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、当社株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、前述6. (2)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際

しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する3名以上の委員により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前述3.「大規模買付ルールの設定」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、前述6.(2)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)で

はありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1：特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、または②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会の設置及び委員等

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者などの有識者、いずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- (3) 独立委員会委員の任期は、平成24年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとする。

なお、当該独立委員会委員がなお選任要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。

2. 独立委員会の招集及び決議等

- (1) 独立委員会の各委員は、買付等がなされた場合等、いつでも独立委員会を招集することができ、互選で議長を決める。
- (2) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その全員一致をもってこれを行う。ただし、独立委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員の過半数の出席で足りるものとする。

3. 独立委員会の審議及び決定事項

独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
- (2) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- (4) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討
 - ⑥ 本プランの修正又は変更に係る事項
 - ⑦ その他本プランにおいて、独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

4. 追加情報等の提供要請
 - (1) 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。
 - (2) 独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
5. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、必要な事項に関する説明を求めることができる。
6. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど)の助言を得ること等ができる。

以上

<別紙 2 >

独立委員会委員候補の略歴

田代守彦(たしろもりひこ)昭和13年 4月16日生
昭和36年 4月 東洋棉花株式会社(旧：(株)トーメン、現：豊田通商(株))入社
平成 3年 6月 (株)トーメン取締役
平成12年 4月 同社取締役社長
平成16年 3月 (株)イノアックコーポレーション社外取締役(現任)
平成18年 6月 当社社外取締役(現任)
(田代守彦氏は、本総会第2号議案における社外取締役候補者であります。)

柴崎伸雄(しばさきのぶお)昭和13年 2月21日生
昭和32年 4月 仙台国税局入局
平成 6年 7月 東京国税局調査第三部次長
平成 7年 7月 新宿税務署長
平成 8年 9月 税理士開業
平成16年 4月 (株)エイワ社外監査役(現任)
平成16年 6月 当社社外監査役(現任)
平成16年11月 ガンブロ(株)社外監査役(現任)
平成21年 6月 手塚プロダクション(株)社外監査役(現任)

小海正勝(こうみまさかつ)昭和16年 3月 2日生
昭和40年 4月 弁護士登録
昭和43年 4月 高田・小海法律事務所開設
昭和62年 4月 最高裁判所司法研修所教官
平成12年 6月 財団法人東京都予防医学協会監事(現任)
平成15年 6月 財団法人予防医学事業中央会監事(現任)
平成16年 4月 中央大学法科大学院特任教授
平成18年 6月 日本風力開発(株)社外監査役(現任)
平成19年 6月 当社社外監査役(現任)

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当条件
当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除きます)1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てます。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
3. 割当てる新株予約権の総数及びその効力発生日
 - (1) 新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とします。
 - (2) 新株予約権の割当ての効力発生日は、当社取締役会で別途定めず。
4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権1個当たり1円以上とします。
5. 新株予約権の譲渡
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。
6. 新株予約権の行使条件
①大規模買付者、②その共同保有者、③前記①②の特別関係者等は新株予約権を行使することができません。
7. 新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定めた日を初日とし、1カ月間以上3カ月間以内の範囲で、新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定めた期間とします。ただし、行使期間最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱い場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
8. その他
取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」
TEL (03) 3265-1111 (代)

- 交通**
- ① 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅(7番出口)から徒歩5分
 - ② 東京メトロ丸の内線・銀座線『赤坂見附』駅(D:紀尾井町出口)から徒歩5分
 - ③ 東京メトロ有楽町線『麹町』駅(2番出口)から徒歩6分
 - ④ 東京メトロ丸の内線・南北線『四ツ谷』駅(1番出口)から徒歩12分
 - ⑤ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(赤坂口)から徒歩12分
 - ⑥ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(麹町口)から徒歩12分



お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. お手荷物はクロークにお預けいただきますよう、お願い申し上げます。